

東近江市プレミアム付三方よし商品券事業に係る業者選定実施要領

1 業務概要

(1) 業務名 東近江市プレミアム付三方よし商品券事業

(2) 業務の目的

本業務は、市内の参加店舗で利用できるプレミアム付三方よし商品券（紙媒体）を発行することにより、市民等の地域における消費を喚起し、物価高騰等の影響を受けた事業者を支援するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容 東近江市プレミアム付三方よし商品券事業仕様書（別紙）のとおり

(4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月19日まで

(5) 事業費の上限 5,370万円（消費税及び地方消費税を含み、換金原資を除く。）

2 実施形式

公募型プロポーザル

3 参加資格

(1) 過去に地方公共団体、国、経済団体等が発注する商品券、プレミアム付商品券、地域商品券等の事業を受注した実績があること。

(2) 東近江市入札参加資格者名簿に登録されていること又は登録のない者にあつては、「4 名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。

(3) 東近江市入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(4) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び東近江市の指示に柔軟に対応できる者であること。

(5) 次の事項に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

イ 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年東近江市告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

- 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 名簿に登録されていない者の参加

3の(2)に掲げる名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。

- (1) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- (2) 商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- (3) 財務諸表（法人及び個人）直近1期分
- (4) 法人にあっては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税、都道府県民税及び自動車税）及び市町村民税（法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (5) 個人にあっては、直近年度の国税（申告所得税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税、都道府県民税及び自動車税）及び市町村民税（個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (6) 暴力団等の排除に係る誓約書（指定様式）

5 質問の受付

- (1) 本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。
ア 提出期限 令和7年7月8日（火）正午
イ 提出方法 本実施要領に記載している電子メールアドレス宛てに、質問書（様式1）を提出すること。提出後は、必ず電話で受信確認を行うこと。
- (2) 質問に対する回答は、質問内容を含めて本市のホームページにおいて随時公表する。公表に当たっては、質問者名を伏せた上で、令和7年7月10日（木）午後5時までに回答する。

6 企画提案内容

- (1) 提出期限 令和7年7月15日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出書類
ア 東近江市プレミアム付三方よし商品券事業プロポーザル参加申込書（様式2）
イ 企画提案書（任意様式）
ア 別紙の仕様書に基づき、円滑な商品券事業実施に向けた具体的な提案を行うこと。
イ 提案趣旨、アピールしたいポイント等を簡潔に記載すること。
ウ 原則としてA4判で提出すること。
ウ 業務スケジュール（任意様式）
エ 業務受注実績調書（様式3）
オ 業務の実施体制（様式4）

カ 会社概要書（様式５）

キ 見積書（任意様式）

（ア）見積書には、事務的経費の見積金額、消費税及び地方消費税並びに合計額を記載すること。

（イ）見積金額の明細を記載すること。

ク 誓約書（様式６）

（３）提出部数

上記アからクまでの順に並べ、正本１部及び副本９部を提出すること。

７ 契約候補者選定方法

（１）審査委員会

東近江市プレミアム付三方よし商品券事業プロポーザル審査委員会要領により構成された審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（２）審査方法及び審査結果

ア 一次審査

応募者数が５者を超えた場合は、一次審査（企画提案書の内容を書類審査）を実施し、上位５者を選考する。

（ア）実施日時 令和７年７月１７日（木）

（イ）結果通知 応募者全員に選考結果を電子メールで通知する。

なお、一次審査が行われなかった場合は、その旨を通知する。

イ 二次審査

（ア）審査委員会において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

（イ）別に定める審査表に基づき各審査委員が採点を行い、審査委員別にプロポーザル参加者ごとの合計点を比較し、第１位に３点、第２位に２点、第３位に１点、第４位以下に０点の順位点を付与する。ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与する。

（ウ）プロポーザル参加者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とする。

（エ）最も順位の高い者を契約候補者として選定する。

（オ）応募者が１者の場合であっても、審査委員会による審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

（カ）審査の結果、基準点に満たない場合は、採用しない場合がある。

（キ）プレゼンテーション及び審査経過は非公開とし、審査結果については、文書で通知する。

（ク）審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

（３）プレゼンテーション

- ア 実施日時 令和7年7月23日（水）
- イ 実施時間 1者につき30分程度（提案15分以内及び質疑15分）を予定
- ウ 資料 企画提案書提出時の資料を用い、追加資料の提出は認めない。
- エ 出席者 企画提案書の推進体制に記載されている管理責任者又は主任担当者が行うこととし、会場への入室は3人以内とする。

8 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認める場合

9 日程（予定）

- 令和7年7月1日（火） プロポーザルの公告・実施要領の公表
- 令和7年7月8日（火） 質問書提出期限
- 令和7年7月10日（木） 質問回答
- 令和7年7月15日（火） 応募書類提出期限
- 令和7年7月17日（木） 一次審査
- 令和7年7月23日（水） 二次審査

10 情報公開及び提供

- (1) 参加者数及び選定した契約候補者については、東近江市ホームページにおいて公表する。
- (2) 本プロポーザル実施に関する情報及び受注者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

11 契約

- (1) 今回のプロポーザルは、業務案を選定するものではなく、契約候補者を選定することから、業務委託に当たっては、提案内容に拘束されるものではない。
- (2) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約額を確定する。
- (3) 契約に当たっては、東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）に基づくこととする。

12 その他

- (1) このプロポーザル選考に参加する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は、認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した担当者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更

することはできない。

なお、極めて特別な場合で担当者を変更するときは、変更前の担当者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、東近江市の承認を要する。

(6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本選定を中止することがある。

(7) この要領に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

(8) 連絡先及び提出先

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市商工観光部商工労政課 担当 中井、川越

電話 0748-24-5565

ファックス 0748-23-8292

Eメール syoko@city.higashiomi.lg.jp

(様式1)

質 問 書

東近江市商工観光部商工労政課 宛

(商号又は名称)

東近江市プレミアム付三方よし商品券事業についての質問書を提出します。

質 問 内 容	
所属部門	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	

(様式2)

東近江市プレミアム付三方よし商品券事業プロポーザル参加申込書

東近江市長 小 椋 正 清 様

標記事業の提案に参加したいので、東近江市の配布資料（東近江市プレミアム付三方よし商品券事業に係る業者選定実施要領及び東近江市プレミアム付三方よし商品券事業仕様書）の内容を全て把握し、また、本公募に係る参加資格要件を全て満たしていることを誓約し、ここに参加申込書を提出します。

手続に当たり、提出する全ての書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。虚偽の記載があると認められた場合は、提案参加資格を取り消されても異議申立てを行いません。

申込日		年 月 日
住 所		〒
会社名		印
代表者の職・氏名		印
連絡担当者	氏名	(フリガナ)
	所属・役職	
	電話番号	
	E-mail	

(様式3)

業務受注実績調書

(商号又は名称)

業務名	発注機関	業務概要・金額	履行期間

(注1) おおむね5年以内の商品券、プレミアム付商品券、地域商品券事業等に係る支援業務等の受託実績を記入すること。

(注2) 近畿(滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県)での業務実績を優先して記入すること。

(注3) 上記項目を満たすものであれば任意様式で構わない。

(様式4)

業務の実施体制

事業者名

役割	氏名・年齢・所属	勤務年数	担当する業務
管理 責任者	氏名 歳 所属	勤務年数 年	
主任 担当者	氏名 歳 所属	勤務年数 年	
担当者①	氏名 歳 所属	勤務年数 年	
担当者②	氏名 歳 所属	勤務年数 年	
担当者③	氏名 歳 所属	勤務年数 年	

(注1) 配置を予定している者全員について記入すること。

(注2) 本業務を主体的に行う担当者を「主任担当者」欄に記載すること。

(注3) 記入欄が不足する場合は、複写して作成すること。

(注4) 上記項目を満たすものであれば任意様式で構わない。

(様式5)

会社概要書

名称	
代表者名	
所在地	
ホームページアドレス	
設立年月日	
資本金又は基本財産	年 月 日現在 千円
従業員数	年 月 日現在 名
経営理念	
運営方針	
業務内容	

(注1) 会社等の概要パンフレット等を添付すること。(任意)

(注2) 上記項目を満たすものであれば任意様式で構わない。

(様式6)

誓 約 書

年 月 日

東近江市長 様

本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、今回のプロポーザルに参加するに当たり、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。 また、下記の事項を確認するため、貴市から役員等名簿の提出を求められた場合には、速やかに提出するとともに、当該名簿により提出する当方の個人情報を東近江警察署に提供することについて同意します。

記

次に掲げる者でないこと。

- (1) 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者